

第2次国東市総合計画

第I部 序論

I 序論

KUNISAKI

- 第1章 計画策定の趣旨
- 第2章 計画の枠組み
- 第3章 国東市のすがた
- 第4章 これからの国東市のための住民アンケート

第1章 | 計画策定の趣旨

第1節 背景

国東市は、平成18年3月31日に東国東郡の姫島村を除く国見町、国東町、武蔵町、安岐町が合併して誕生しました。この間、人口減少時代への突入、厳しい国や自治体の財政状況、リーマンショックによる大規模な雇用情勢の悪化や東日本大震災など、我が国の社会経済構造は、その根幹を揺るがすようなかつてないほど大きな変化をみせています。半島先端・中央部に位置する本市は、交通基盤や産業基盤、生活環境の整備等の面で多くの課題が残されており、急激な人口減少が予想されています。

総合計画策定の重要な背景として、平成20年の地方分権改革第2次勧告により「義務付け・枠付け」の見直しが勧告され、平成23年8月には「総合計画策定義務化」が撤廃されたことが挙げられます。義務化が撤廃されたということは、市政の灯火の役割を果たす「総合計画」を策定する

第2節 意義

一般的に現在は、人口減少時代や経済低成長時代の到来からある一定の時間が経過し「成長社会」から「成熟社会」、そして本格的な「超人口減少社会」が到来していると言われていています。高度成長社会においては、増加する人口、成長する経済を前提に、あらゆる分野の課題に対応すべく、施策を網羅的に展開して行くことが求められて来ました。公共サービスは、主に自治体が担い、画一的なものが求められ、量的な充足が重視されて来ました。そのような時代にあっては、課題積上型の総花的な「総合計画」が必要でした。しかし、成長社会から成熟社会を迎えて、これまでのような「成長」を前提とした計画策定手法では、対応が難しくなっています。また、社会の成熟化に伴い、地域課題や市民ニーズが多様化・複雑化し、「画一的な公共サービス」から「きめの細かい公共サー

ことこそが、自治体の一つの政策宣言となっています。平成25年3月に二元代表制の一翼を担う議会により、総合計画策定が議決事件と定義されていることも大きな背景となっています。

また、東日本大震災等の影響により合併特例債の期限が5年間延長され、財源確保の上からも「新市建設計画」の変更が必要となっています。本市としても合併以来懸案であった本庁舎の位置が決定し、平成27年度内には本庁舎が建設されます。

今回「第1次国東市総合計画くにさき創造プラン」を部分的に変更する予定としていましたが、このような時代背景や情勢に鑑み、新しい時代に相応しい本市の総合的な指針を示した計画が必要との判断から、部分改訂の方針を変更して、全面改訂版として第2次国東市総合計画を策定することといたしました。

ビス」へ、「量的な充足」から「質的な満足」へと求められるものが変化して来ています。そのようなニーズに対し、限りある経営資源で対応して行くためには「総合計画」ではなく、「施策の選択と資源の集中」を明らかにした「戦略的総合計画」が必要となっています。

このようなことから、本市は現在の「超人口減少社会」を冷静に分析して新しい時代に的確に対応し、かつ、これまでの総合計画の弱点を克服できるような新たな計画として、本市の戦略的総合計画を策定することとしました。戦略的総合計画とは、本市が地域全体で目指す将来像や地域別（ゾーン）振興方針を明確にする計画を言います。第2次国東市総合計画は、次の8年間において、その構想の実現を図るための、より戦略的で実効性の高い経営の実現を目指す指針となります。